

官報

号外

昭和二十六年二月十四日

○第十回参議院會議録第十三号

昭和二十六年二月十三日(火曜日)午後二時八分開議

議事日程 第十二号

昭和二十六年二月十三日

午後二時開議

第一 水産業協同組合法等の一部を改正する法律案(木下辰雄君外六名発議) (委員長報告)

○議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

去る十日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

郵政事業特別会計の歳入不足を補へんするための一般会計からする繰入金に関する法律案
厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案
アルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律案の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託
農地調整法等の一部を改正する法律案
農林委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案

が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

同日可決した左の議員提出案は、即日これを衆議院に送付した。

公立学校の教育公務員と地方公共団体の議員との兼職についての臨時措置に関する法律案

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

水産業協同組合法等の一部を改正する法律案(木下辰雄君外六名発議)

同日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は同院において、本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

行政書士法案

同日衆議院から、左の本院提出案は同院において、これを可決した旨の通知書を受領した。

公立学校の教育公務員と地方公共団体の議員との兼職についての臨時措置に関する法律案

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は同院において、これを可決した旨の通知書を受領した。

社会教育法の一部を改正する法律案
同日衆議院議長から左の法律の公布を要した旨の通知書を受領した。

行政書士法

公立学校の教育公務員と地方公共団体の議員との兼職についての臨時措置に関する法律

社会教育法の一部を改正する法律
同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 高橋 道男君
文部委員 鈴木文四郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 鈴木文四郎君
文部委員 高橋 道男君

去る八日委員長から提出した左の調査承認要求に対し、議長は去る十日これを承認した。

建設省その他の建設事業に関する調査承認要求書

一、事件の名称 建設省その他の建設事業に関する調査

一、調査の目的 建設省及び特別調査所管に関する建設事業及び計画の表情について調査検討する。

一、利益 右建設事業の美相特に刻下の急務たる災害復旧、住宅問題等の美相を把握し、その対策を樹立すると共に関係法令の改廃の検討に資する。

一、方法 広く関係官民より計画、実施、成果等につき実情を聴取し、且つ、資料を蒐集し、調査を行う。

一、期間 第十回国会開会中。

右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四條第二項により要求する。

昭和二十六年二月八日

建設委員長 小林 英三
参議院議長佐藤尚武殿

去る八日委員長から提出した左の公聴会開会承認要求に対し議長は去る十日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、事件の名称 昭和二十六年一般会計予算(予備審査)

昭和二十六年度特別会計予算(予備審査)

昭和二十六年度政府関係機関予算(予備審査)

一、公聴会の問題 昭和二十六年度予算について

一、公聴会の月日 昭和二十六年三月五日、三月六日

右本委員会の決議を経て、参議院規則第六十二條第二項により要求する。

昭和二十六年二月八日

予算委員長 波多野 鼎

参議院議長佐藤尚武殿

去る十日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

通商産業大臣官房長 永山 時雄君

外務省調査局長 土屋 準君

国家地方警察 加藤 陽三君

本部総務部長

昨十二日内閣総理大臣から、通商産業大臣官房長永山時雄君外二名(前掲議長承認の通り)を第十回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

○議長(佐藤尚武君) これより本日の会議を開きます。

内閣総理大臣から外交問題について発言を求められました。この際、発言を許します。吉田内閣総理大臣。

(國務大臣吉田茂君登壇、拍手)

○國務大臣(吉田茂君) 今回のダレス大使一行の日本訪問に際し、私及び政府関係者が大使その他と話合つたことの内容につきましてお話しします。

今回の話合いは講和條約の交渉又は下相談といふものではなく、講和及びこれに関連する諸般の問題について、互いに隔意なく意見を交換いたしました次第でございます。今回の話合いを通じて私が特に感銘を深くいたしましたことは、我が国に対する米国の好意の感銘すべきことでもあります。それは敗戦の旧敵国として日本を見ていないとい

うだけのことはないのであります。米國は敵國としての旧怨を忘れるばかりでなく、進んで日米兩國が民主自由主義諸國の一環として共同防衛の責任を分かち、将来の永きに亘つて友好的關係を結ぶことを希望している熱意を示されたことでもあります。私は、我が國として新らしき将来の運命を開拓して行くについては、民主主義諸國、殊に米國と緊密に協力して行くべきである、かねて信ずるものであります。この点は國民の大多数も同感であろうと確信いたすものであります。従つて米國政府がかような寛大友好的態度を示さることは、日本将来のために、はた又東洋平和のために、誠に御慶慶の至りであると思存するのであります。

米國政府が日本との平和條約について抱いている構想は、いわゆる七原則に示されてあるのであります。この七原則は平和條約に取入れらるべき内容の殆んど全般を盡しているものであります。その内容は各位においてすでに御承知のことでありますから、ここに繰返しません。米國がかような構想を提示しているゆえんも、前述の根本方針に照して考へるとき、初めてよく了解されるのであります。我々としては、このような米國の対日講和方針が他の關係諸國の容るところとならんことを念願いたすものであります。講和に関連して最も問題となるのは我が國の安全保障の点であります。安

全保障ということには、國內の治安確保と外部からの侵略の排除という両面があるわけであります。一國の安全は自力で確保するのが根本であることは、私が従来常に申し来たつたところであります。國內の治安は現状において毫も懸念なしと信じますが、ますます警察保安の機關を充実して、万遺憾なきを期する考えであります。併し對外安全の面については、現在の日本としては独力のみでは確保しがたい場合も想像にかたくなないのであります。ただに我が國のみならず、國際の情勢の緊迫せる現状において、いずれの國も共產主義の侵攻に対して共同防衛を以てするのほかに、独力を以ては安全を保障しがたい現状にあるのであります。今回の話合いに際して、ダレス氏は、差当り若し日本が希望するならば、日本に対する外部からの侵略を排除するために、米國の兵力による援助を與える用意があるとの意向を表明せられました。この米國と協力關係に入るといふことは、國際の現状において最も適當した方策であり、又國民大多數の心から歓迎するところであらうと信ずるのであります。故に私はその趣意により話合を進めた次第でございます。我々が、ただ一方的に他國から安全を保障されるだけで、みずからの國土を守るのにみずから何らの犠牲をも拂わないうことは、國民としての自尊心がこれを許しません。又世界

平和の確保のために努力をするということは、平和愛好國としての我が國民の責務でありますが、日本の果すべき役割の内容、範圍は、日本が独立を回復し、自由諸國の社会に對等の一員として仲間入りをした上で、我が國力の回復の度合に應じて、将来において決定せらるべきものであります。この点はダレス氏の最もよく了解せられたところであります。その他、七原則に含まれている広汎な事項について米國の構想を聞き、領土、國運加入、民主的の改革、賠償、在外資産、戰爭犯罪人、通商経済、漁業、文化交流など、我が國民の関心の深い諸事項について十分に話合つたのであります。その結果、十一日発表の双方のステートメントにあります通り、すべての点について双方にとり満足すべき了解に到達いたしましたことを欣快といたします。

そのうち米國の特に関心を有する東太平洋の漁場については、我がほうにおいて一方的に自発的措施をとることによつて暫定的に解決することにしたことを附言いたします。米國は会谈の結果を考慮に入れて、平和條約締結のため、他の連合國と更に折衝を重ねらるることになつております。

私は、今回のダレス使節團の日本訪問によつて、講和問題の解決は一段と促進されたと信ずるのであります。又そうあることを希望いたしましたやまないものであります。講和問題がかように推進されるに至りましたについては、マツカーサー元帥の日本に對する日頃の深い理解と多年の間の不斷の支援によることであることは申すまでもないことであります。特にここに諸君と共に謝意を表したいと思ひます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 只今の内閣總理大臣の発言に對し質疑の通告がございますが、これを明日に譲りたいと存じます。御異議、ございませんか。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。

○議長(佐藤尚武君) 日程第一、水産業協同組合法等の一部を改正する法律案(木下辰雄君外六名発議)を議題といたします。

先づ委員長長の報告を求めます。水産委員長木下辰雄君。

〔審査報告書は都合により第十九号に掲載〕

水産業協同組合法等の一部を改正する法律案
右の議案を發議する。

- 昭和二十六年二月七日
- 發議者
木下 辰雄 秋山俊一郎
入交 太蔵 青山 正一
松浦 清一 櫻内 義雄

千田 正
参議院議長佐藤尚武殿
水産業協同組合法等の一部を改正する法律
(水産業協同組合法の一部改正)
第一條 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の第一部を次のように改正する。
第百條の十一第三項後段を次のように改める。

この場合において、第三十四條第七項中「組合員(准組合員を除く。）」とあるのは「會員たる水産業協同組合を直接又は間接に構成する個人(第十八條第三項又は第九十四條第二項の規定による組合員及びこれを構成する者並びに第十八條第三項又は第九十八條第二項の規定による會員を構成する者を除く。）」又は會員たる水産業協同組合の理事たる者」と、同項但書中「漁民」とあるのは「水産業協同組合を直接又は間接に構成する個人(第十八條第三項又は第九十四條第二項の規定による組合員及びこれを構成する者並びに第十八條第三項又は第九十八條第二項の規定による會員を構成する者を除く。）」又は設立の同意を申し出た水産業協同組合の理事たる者」と、第三十九條、第四十四條、第四十七條、第五十

條及び第五十二條中「准組合員」とあるのは「准會員」と、第四十八條第三項中「第六十三條第二項、第六十四條及び第六十五條」とあるのは「第六十三條第二項及び第六十條の九」と読み替へるものとする。

第百條の十一第五項中「第十八條第三項又は第九十四條第二項の規定による組合員及びこれを構成する者並びに第八十八條第三号又は第九十八條第二号の規定による會員を構成する者を除く。」の下に「又は會員たる水産業協同組合の理事たる者」を加える。

第百條の十二第六項中「第八條及び第九條を」と及び第八條に改める。

(農林中央金庫法の一部改正)
第二條 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「水産加工業協同組合、」の下に「水産業協同組合共済会、」を加える。

【木下辰雄君登壇、拍手】
○木下辰雄君 只今議題となりました水産業協同組合法等の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審議の経過並びにその結果について御報告いたします。

この法律案は木下辰雄ほか六氏の発議による議員提出の法案であります。その内容について簡単に御説明申し上げます。

前国会において水産業協同組合法が改正せられまして、水産業協同組合共済会を設立することができるようになつたのであります。その共済会の理事は、少くともその四分の三は、協同組合を直接又は間接に構成する個人、即ち正會員でなければならんことに相成つております。この点を改正いたしまして、協同組合の理事は正會員と同様に共済会の理事となることのできるようにいたしましたのであります。

この改正の理由といたしましては、共済会は協同組合又はその連合会によつて組織されるのでありますから、当然、協同組合の理事が共済会の理事に選挙されるのでありますから、協同組合の理事は員外理事でも全部有資格者としたほうが共済会の運営を円滑にすることができるとであります。

す。これによりまして、共済会も農林中金に預金をなし、又融資を受け得ることとなり、共済会の運営を円滑ならしめ、経営を強固にいたすこととなるのであります。

以上御報告いたします。(拍手)
○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次会は明日午後三時より開会いたします。議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

一、日程第一 水産業協同組合法等の一部を改正する法律案
出席者は左の通り。

- | | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| 議長 | 佐藤 尚武君 | 副議長 | 三木 治朗君 |
| 議員 | 結城 安次君 | 山本 勇造君 | 宮城タマヨ君 |
| 溝口 三郎君 | 前田 稔君 | 堀越 儀郎君 | 藤野 繁雄君 |
| 早川 慎一君 | 波多野林一君 | 野田 俊作君 | 徳川 宗敬君 |
| 伊達源一郎君 | 竹下 豊次君 | 高橋 道男君 | 高橋龍太郎君 |
| 高田 寛君 | 高瀬莊太郎君 | 田村 文吉君 | 鈴木 直人君 |
| 島村 軍次君 | 高良 とみ君 | 小林 政夫君 | 小宮山常吉君 |
| 木下 辰雄君 | 河井 彌八君 | 片柳 眞吉君 | 柏木 庫治君 |
| 加藤 正人君 | 奥 むめお君 | 岡部 常君 | 尾崎 行輝君 |
| 小野 哲君 | 尾山 三郎君 | 長島 銀藏君 | 木村 守江君 |
| 宮本 邦彦君 | 秋山俊一郎君 | 仁田 竹一君 | 宮田 重文君 |
| 上原 正吉君 | 草葉 隆圓君 | 石川 榮一君 | 大谷 豊潤君 |
| 九鬼敏十郎君 | 加納 金助君 | 大矢半次郎君 | 城 義臣君 |
| 植竹 春彦君 | 西川基五郎君 | 小野 義夫君 | 黒田 英雄君 |
| 岩沢 忠恭君 | | | |

- | | | | |
|--------|---------|--------|--------|
| 中川 幸平君 | 一松 政二君 | 徳川 頼貞君 | 中山 壽彦君 |
| 小串 清一君 | 小杉 繁安君 | 中川 以良君 | 飯島連次郎君 |
| 赤木 正雄君 | 松本 昇君 | 廣瀬與兵衛君 | 野田 卯一君 |
| 重宗 雄三君 | 大野木秀次郎君 | 長谷山行毅君 | 古池 信三君 |
| 杉原 荒太君 | 平井 太郎君 | 白波瀬米吉君 | 山縣 勝見君 |
| 安井 謙君 | 岡田 信次君 | 愛知 揆一君 | 滝井治三郎君 |
| 入交 太藏君 | 池田宇右衛門君 | 紅露 みつ君 | 深川タマエ君 |
| 木内キヤウ君 | 鈴木 恭一君 | 大島 定吉君 | 郡 祐一君 |
| 川村 松助君 | 竹中 七郎君 | 谷口弥三郎君 | 有馬 英一君 |
| 山田 佐一君 | 油井賢太郎君 | 團 伊能君 | 鈴木 強平君 |
| 西田 隆男君 | 櫻内 義雄君 | 大屋 晋三君 | 泉山 三六君 |
| 小林 英三君 | 平岡 市三君 | 櫻内 辰郎君 | 一松 定吉君 |
| カニエ邦彦君 | 鬼丸 義齊君 | 藤原 道子君 | 島 清君 |
| 若木 勝藏君 | 加藤シヅエ君 | 原 虎一君 | 高田なほ子君 |
| 吉川末次郎君 | 片岡 文重君 | 小林 孝平君 | 山花 秀雄君 |
| 赤松 常子君 | 荒木正三郎君 | 深川榮左門君 | 山田 節男君 |
| 成瀬 幡治君 | 菊田 七平君 | | |

田中 一君	松永 義雄君
小泉 秀吉君	大隈 信幸君
前之園喜一郎君	岩木 哲夫君
岩男 仁藏君	波多野 鼎君
吉田 法晴君	駒井 藤平君
小川 久義君	境野 清雄君
木内 四郎君	羽生 三七君
江田 三郎君	曾祢 益君
中村 正雄君	細川 嘉六君
須藤 五郎君	岩間 正男君
兼岩 傳一君	木村禮八郎君
東 隆君	森 八三二君
佐多 忠隆君	相馬 助治君
千田 正君	三浦 辰雄君
松浦 定義君	森下 政一君
椿 繁夫君	堀木 謙三君
松原 一彦君	羽仁 五郎君
小酒井義男君	栗山 良夫君
矢嶋 三義君	西園寺公一君
棚橋 小虎君	和田 博雄君
下條 恭兵君	河崎 ナツ君
上條 愛一君	平林 太一君

建設大臣 増田甲子七君
 国務大臣 岡野 清豪君
 国務大臣 周東 英雄君
 国務大臣 林 讓治君
 政府委員
 内閣官房長官 岡崎 勝男君

内閣總理大臣

外務大臣 吉田 茂君

法務總裁 大橋 武夫君

大蔵大臣 池田 勇人君

文部大臣 天野 貞祐君

厚生大臣 黒川 武雄君

農林大臣 廣川 弘禪君

通商産業大臣 横尾 龍君

郵政大臣 田村 文吉君

電気通信大臣 保利 茂君

定価 一部 六円五十銭

送料実費

發行所

東京都新宿区市谷本村町
 電話九段五三一官報課
 振替東京一九〇〇〇官報課